

八千代町の給与・定員管理等について

1 総括**(1) 人件費の状況（普通会計決算）**

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和5年度の人件費率
令和 6年度	人 21,082	千円 10,442,632	千円 733,909	千円 1,511,847	% 14.5	% 13.7

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

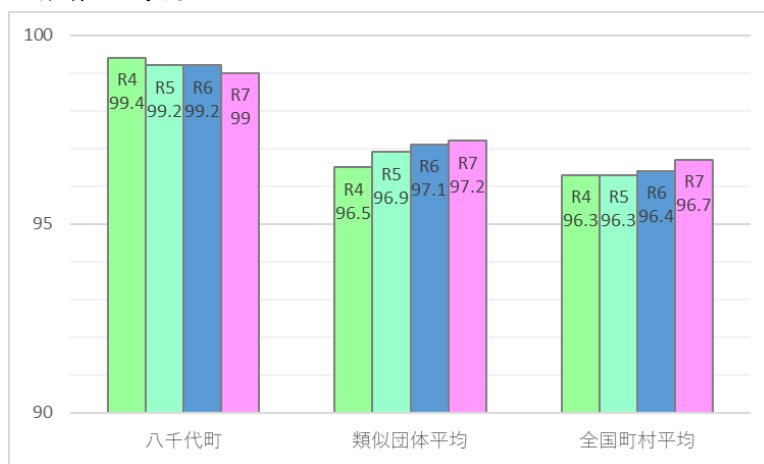
区 分	職員数 A	給 与 費			
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B
令和 6年度	人 158	千円 604,583	千円 71,055	千円 245,257	千円 920,895

(参考)一人 当たり給与費 B / A	(参考)類似団体 平均一人当たり 給与費
千円 5,828	千円 6,050

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和6年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況

(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表(一)適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

3 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与改定の状況

人事委員会を設置していないため、記載しません。

(5) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国家公務員給与においては、行政職俸給表(一)において3級から7級までの初号近辺の号俸をカットし、これらの級の初号の俸給月額の上上げを行うとともに、8級から10級の隣接する級間での俸給月額の重なるの解消等を行っている。その他、各種手当について見直しを行っている。

① 給料表の見直し

[実施]

(給料表の改定実施時期) 令和7年4月1日

(内容) 一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、3級から7級までの初号近辺の号給をカットし、これらの級の初号の給料月額の上上げを実施。(国の8级以上に相当する級がないため、隣接する級間での給料月額の重なるの解消は実施していない。)

他の給料表については、一般行政職給料表との均衡を踏まえて見直しを実施。

② 地域手当の見直し

実施内容 (国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合)

(支給割合) 国基準4%に対し、八千代町においても2%を支給。

(実施時期) 令和7年4月1日より実施。段階的に支給割合を引き上げることとし、令和7年4月1日時点は2%、令和8年4月1日からは4%を支給。

(参考)

	各年度の支給割合		
	令和6年度	令和7年度	令和8年度
国基準による支給割合	0%	2%	4%
八千代町の支給割合	0%	2%	4%

③ その他の見直し内容

扶養手当、通勤手当及び管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。(令和7年4月1日実施)

(6) 特記事項

特になし。

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況 (令和7年4月1日現在)

① 一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
八千代町	41.4歳	323,489円	367,105円	349,488円
茨城県	41.5歳	330,542円	416,875円	377,411円
国	41.9歳	332,237円	—	414,480円
類似団体	43.1歳	327,424円	372,452円	354,132円

②技能労務職

区 分	公 務 員					民 間			参 考
	平均年齢	職員数	平均給料月額	平均給与月額 (A)	平均給与月額 (国比較ベース)	対応する民間 の類似職種	平均 年 齢	平均給与月額 (B)	A/B
八 千 代 町	49.9 歳	5 人	277,400 円	294,466 円	287,448 円				
うち学校給食員	50.3 歳		260,100 円	265,302 円	265,302 円	飲食物 調理従事者	48.8 歳	251,600 円	1.05
その他の 技能労務職	49.8 歳		281,725 円	301,757 円	292,985 円	-	-	-	-
茨 城 県	58.3 歳	117 人	305,014 円	347,991 円	330,604 円				
国	51.3 歳	1,703 人	294,567 円	-	337,907 円				
類似団体	54.4 歳	4 人	297,333 円	312,386 円	304,708 円				

区 分	参 考		
	年収ベース（試算値）の比較		
	公務員 (C)	民間 (D)	C/D
八 千 代 町	-	-	-
うち学校給食員	4,352,924 円	3,279,100 円	1.33
その他の 技能労務職	4,857,384 円	3,040,300 円	1.60

※民間データは、賃金構造基本統計調査において公表されているデータを使用している（令和3年～令和5年の3ケ年平均）

※技能労務職の職種と民間の職種等の比較にあたり、年齢、業務内容、雇用形態等の点において完全に一致しているものではない。

※年収ベースの「公務員(C)」及び「民間(D)」のデータは、それぞれ平均給与月額を12倍したものに、公務員においては前年度に支給された期末・勤勉手当、民間においては前年に支給された年間賞与の額を加えた試算値である。

③教育職

当町では、教育職の任用はありません。

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和7年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		八千代町	茨城県	国
一般行政職	大 学 卒	220,000円	225,600円	220,000円
	高 校 卒	188,000円	194,500円	188,000円
技能労務職	高 校 卒	185,700円	192,500円	-
	中 学 卒	-	-	-

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和7年4月1日現在）

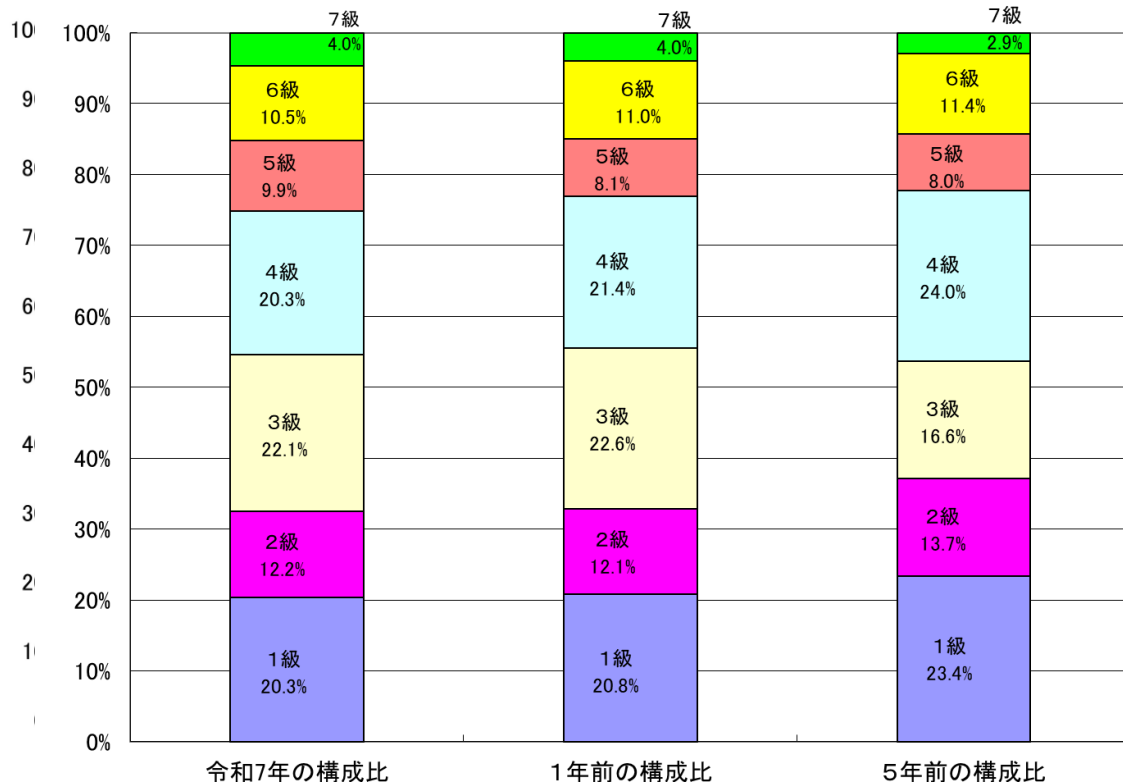
区 分		経験年数10年	経験年数20年	経験年数25年	経験年数30年
一般行政職	大 学 卒	274,800 円	- 円	368,450円	410,633円
	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
技能労務職	高 校 卒	- 円	- 円	- 円	- 円
	中 学 卒	- 円	- 円	- 円	- 円

3 一般行政職の級別職員数等の状況

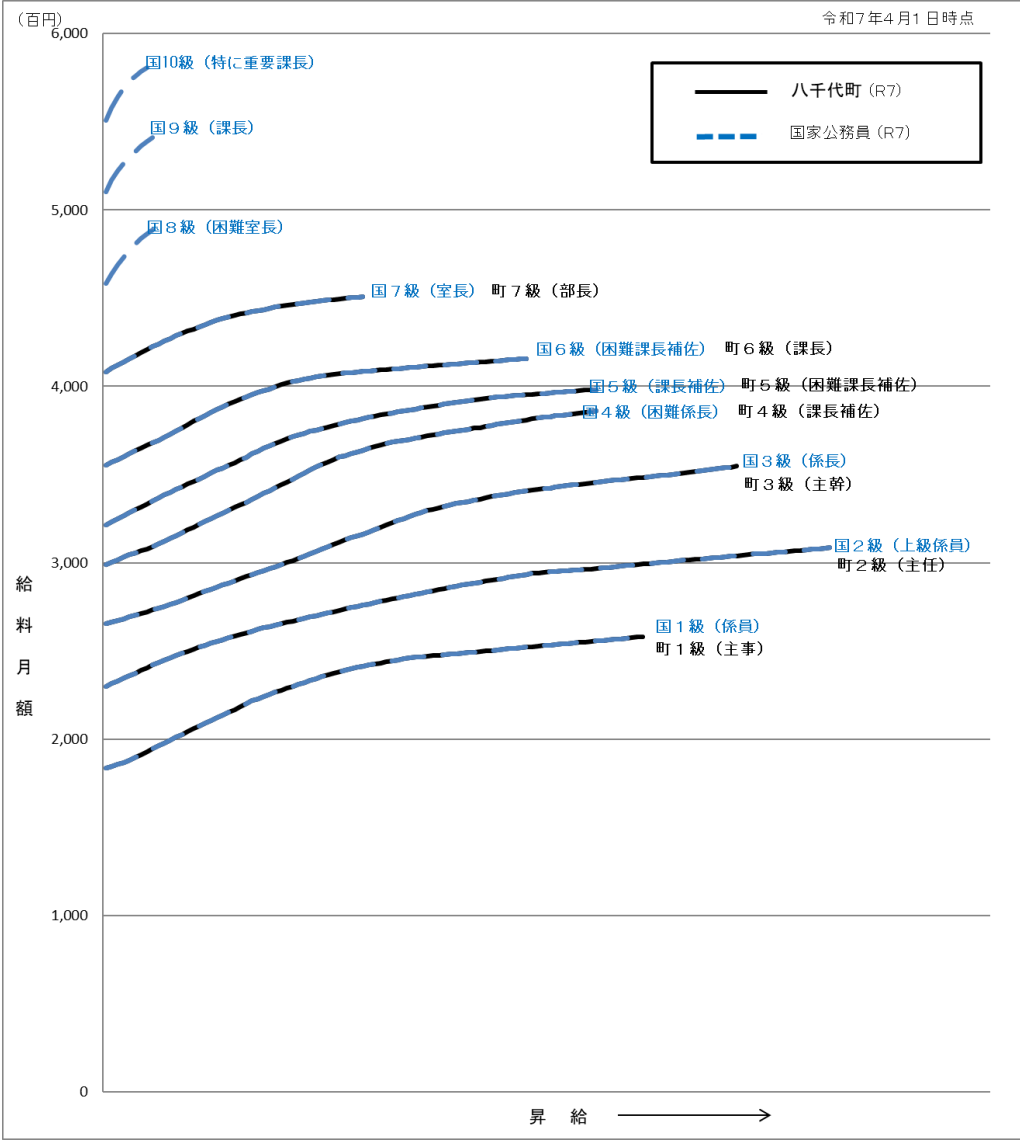
(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
1 級	主事補又は技師補の職務 主事又は技師の職務	35人	20.3%	183,500円	258,100円
2 級	主任の職務	21人	12.2%	230,000円	308,500円
3 級	主幹の職務 係長の職務	38人	22.1%	265,300円	354,700円
4 級	主査の職務 課長補佐の職務	35人	20.3%	298,800円	386,100円
5 級	困難な職務を分掌する課長補 佐の職務 専門的な知識又は経験を必要 とする職として規則に定める ものの職務 課長の職務	17人	9.9%	321,300円	398,200円
6 級	困難な職務を分掌する課長の 職務	18人	10.5%	355,200円	415,700円
7 級	部長の職務	8人	4.7%	408,300円	450,900円

- (注) 1 八千代町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。
2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和7年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（八千代町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	
上位、標準の区分				○
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

八千代町	茨城県	国
1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,564千円	1人当たり平均支給額 (R6年度) 1,910千円	—
(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.400)月分 (1.000)月分	(R6年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 (1.40)月分 (1.00)月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～20% 管理職加算 15～25%

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）（八千代町）

令和7年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率	支給可能な成績率	支給実績がある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率				
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和7年4月1日現在）

八千代町	国
(支給率) 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2～20%加算）	(支給率) 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置（割増率2～45%）
1人当たり平均支給額 13,188千円	

(注) 1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給対象地域	支給割合	国の制度（支給割合）
八千代町	2%	2%

(4) 特殊勤務手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和6年度決算）			0千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和6年度決算）			0円	
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和6年度）			0%	
手当の種類（手当数）			2	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	支給実績 (令和4年度決算)	左記職員に対する支給 単価
感染症防疫作業手当	感染症防疫作業従事職員	感染症防疫作業	0千円	日額300円
精神障害者収容作業手当	精神障害者収容作業従事職員	精神障害者収容作業	0千円	1回当たり300円

(5) 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	26,945千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	167千円
支給実績（R5年度決算）	27,147千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	166千円

（注） 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) 寒冷地手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

当町には該当する地域はありません。

(7) その他の手当（令和 7 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	配偶者3,000円、子1人につき各11,500円、その他扶養1人につき各6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳年度末までの間にある子1人につき5,000円加算	同		17,128千円	244,690円
住 居 手 当	借間で16,000円を超える家賃を支払っている場合、支給上限月額28,000円	同		7,066千円	261,719円
通 勤 手 当	自動車等の使用距離 片道2キロ以上2,000円～31,600円	同		7,851千円	57,725円
管理職手当	部長級7級50,000円 課長級6級45,000円 課長級5級42,000円	異	支給額	14,937千円	533,464円

5 特別職の報酬等の状況（令和7年4月1日現在）

区 分		給 料	月 額 等
給 料	市 区 町 村 長	800,000円	(参考) 類似団体における最高／最低額 841,000円／ 700,000円
	副 市 区 町 村 長	603,000円	673,000円／ 580,000円
報 酬	議 長	356,000円	356,000円／ 300,000円
	副 議 長	312,000円	312,000円／ 250,000円
	議 員	295,000円	295,000円／ 230,000円
期 末 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
	議 長 副 議 長 議 員	(令和6年度支給割合) 3.45月分	
退 職 手 当	市 区 町 村 長 副 市 区 町 村 長	(算定方式) (1期の手当額) (支給時期) 給料月額×在職年数×5.5 17,600,000円 任期毎 給料月額×在職年数×3.1 7,477,200円 任期毎	
	備 考		

(注) 1 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

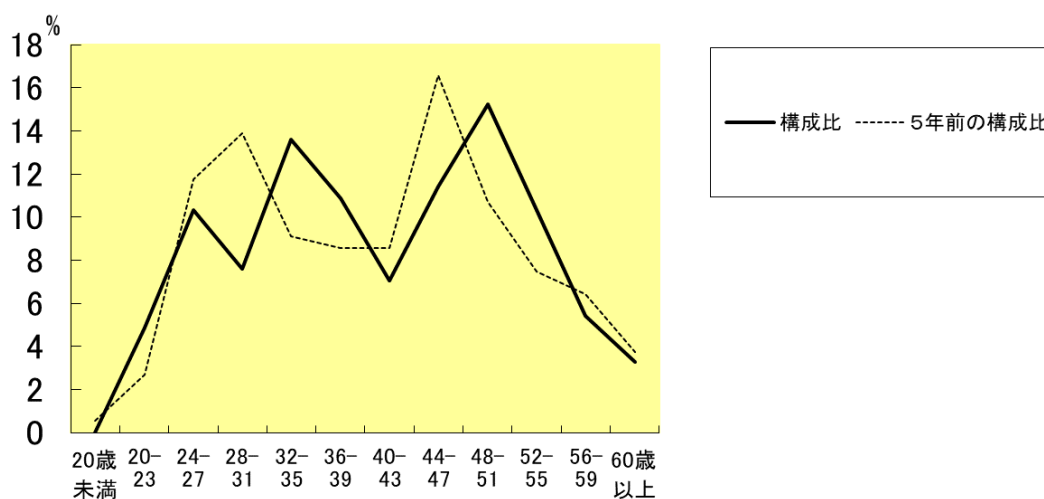
(令和7年4月1日現在)

区 分 部 門			職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
			令和6年	令和7年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	総 務	52	51	-1	派遣職員との人員調整
		農 林 水 産	16	16	0	
		土 木	10	10	0	
		税 務	12	13	1	
		民 生	19	20	1	
		そ の 他	19	19	0	
	計	128	129	1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 61.19人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 79.29人)	
教育部門	30	27	-3	業務体制見直しによる人員調整		
消防部門						
小 計	158	156	-2	< 参 考 > 人口1万人当たり職員数 74.00人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 102.43人)		
公 営 企 業 計 等 部 門	水 道	4	4	0	育休職員対応	
	下 水	4	4	0		
	そ の 他	19	20	1		
	小 計	27	28	1		
合 計			185	184	-1	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 87.28人
			[195]	[195]		

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況 (令和7年4月1日現在)



区 分	20歳未満	20歳～23歳	24歳～27歳	28歳～31歳	32歳～35歳	36歳～39歳	40歳～43歳	44歳～47歳	48歳～51歳	52歳～55歳	56歳～59歳	60歳以上	計
職員数	0人	9人	19人	14人	25人	20人	13人	21人	28人	19人	10人	6人	184人

(3) 職員数の推移

(単位：人・%)

年 度	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	7 年	過去 5 年間の増減数 (率)
一般行政	127	127	130	127	128	129	2(1.6%)
教育	31	30	30	29	30	27	-4(-13.0%)
普通会計計	158	157	160	156	158	156	-2(-1.3%)
公営企業等会計計	29	30	30	28	27	28	-1(-3.6%)
総合計	187	187	190	184	185	184	-3(-1.7%)

(注) 1 各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

2 合併した団体にあつては、合併前の年については合併前の旧団体の合計職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 令和5年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 6年度	千円 311,846	千円 174,863	千円 29,790	% 9.6	% 8.4

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 市町村公営企業 平均一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	千円	千円
令和 6年度	人 4	千円 15,683	千円 1,988	千円 6,460	千円 24,131	千円 6,033	千円 6,316

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和7年3月31日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員を含み、会計年度任用職員を含まない。

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和7年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
八千代町	40.0歳	349,975円	502,816円
団 体 平 均	45.6歳	345,838円	524,813円

(注) 1 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

2 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

八千代町	八千代町（一般行政職）
1人当たり平均支給額（R6年度） 1,615千円	1人当たり平均支給額（R6年度） 1,564千円
（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分	（R6年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.50月分 2.10月分 （1.40）月分 （1.00）月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 役職加算 5～15%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和7年4月1日現在）

八千代町	八千代町（一般行政職）
（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 ー千円	（支給率） 自己都合 勸奨・定年 勤続20年 19.6695月分 24.586875月分 勤続25年 28.0395月分 33.27075月分 勤続35年 39.7575月分 47.709月分 最高限度 47.709月分 47.709月分 その他の加算措置 定年前早期退職特別措置（2～20%加算） 1人当たり平均支給額 13,183千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

ウ 地域手当（令和7年4月1日現在）

支給対象地域	支給割合	国の制度（支給割合）
八千代町	2%	2%

エ 特殊勤務手当（令和7年4月1日現在）

特殊勤務手当は、支給していません。

オ 時間外勤務手当

支給実績（R6年度決算）	404千円
職員1人当たり平均支給年額（R6年度決算）	135千円
支給実績（R5年度決算）	577千円
職員1人当たり平均支給年額（R5年度決算）	192千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績（○年度決算）」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和7年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国 の 制 度 と の 異 同	国 の 制 度 と 異 なる 内 容	支 給 実 績 (令和6年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和6年度決算)
扶 養 手 当	配偶者3,000円、子1人につき 各11,500円、その他扶養1人につ き各6,500円 ※満16歳年度初めから満22歳 年度末までの間にある子1人につ き5,000円加算	同		558千円	279,000円
住 居 手 当	借間で16,000円を超える家賃 を支払っている場合、支給上 限月額28,000円	同		302千円	302,400円
通 勤 手 当	自動車等の使用距離 片道2キ ロ以上2,000円～31,600円	同		184千円	45,900円
管 理 職 手 当	部長級7級50,000円 課長級6級45,000円 課長級5級42,000円	異	支 給 額	540千円	540,000円